

(表1) 青少年のスマートフォンの所有率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小学生	—	—	7.6%
中学生	2.6%	5.4%	25.3%
高校生	3.9%	7.2%	55.9%

*参考資料「平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

内閣府が実施した調査

スマートフォンを持つ青少年が急増中

最近では、街や電車の中でスマートフォンを使う人が多く見られるようになってきました。いつでもどこでも気軽にインターネットに接続できるため、とても便利です。しかし、その一方で、思わぬトラブルや犯罪に巻き込まれたり、子どもが有害情報の悪影響を受けたりする危険性も潜んでいます。



インターネットの上手な使い方

インターネット利用時のトラブル事例

プロフィールサイトなどに、安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載したため、嫌がら

事例2

安易な気持ちで知らない人とやり取りをしない!

事例1

インターネット利用時のトラブル事例

インターネット利用時のトラブル事例

(表1参照)によると、年々、スマートフォンを所有している青少年が増加しています。

せを受ける。(図2参照)

SNSで発信した情報は、さまざまな人に見られる可能性があるため、個人情報掲載することは、とても危険です。

個人を特定できるような情報は掲載しない!

ソーシャルメディアに潜む危険!

スマートフォンで、ソーシャルメディアと呼ばれる双方向交流サービスの利用が広がっています。青少年の多くが、Twitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック)、mixi(ミクシー)などを利用し、比較的自分と年齢の近い相手と交流しているようです。

実名公開が原則のサイトやそうでない場合でも、実名が特定されやすい形で情報発信することが一般的であるため、事件やトラブルに巻き込ま

男女共同参画だより

メッセージ

問い合わせ先
男女共同参画推進課
TEL(36)0048
FAX(36)0320

男女共同参画推進センター「ゆい」
TEL(36)0250
FAX(36)0269



れる深刻なリスクがあることを理解しておきましょう。

インターネットを上手に利用するために

5つのポイント

- ①どのような機器が必要か検討する
- ②何のために、どのように使うかを家族で話し合う
- ③情報モラルを身に付ける
- ④発信段階に応じて利用する
- ⑤初めは保護者と一緒に使う
- ⑥少しずつ利用できる範囲を広げる
- ⑦有害情報対策を設定する

▽フィルタリングを活用する

*購入時に、18歳未満の青少年が利用することを伝える

④家庭のルールを作る

▽利用時間や利用料金の上限を決める

▽どのような使い方をしているか保護者が確認する

⑤小さなことでも気軽に相談する

▽携帯電話事業者などの相談窓口を、購入時に確認する

日々、家族のコミュニケーションが大切です。

インターネット利用のルールを家庭で決めて、保護者がしっかりと子どもを見守ることが大切です。

図1



女子高校生のAさんは、携帯電話のゲームサイトを利用していました。サイトでは、友人以外の見知らぬ人も簡単に連絡を取ることができます。ある時、Aさんは、サイトを通じて仲良くなった男性と実際に会うことになりました。



その後、Aさんは男性からこの前の出来事を家や学校にばらすなどと執拗(しつよう)にメールで脅迫されるようになりました。仕方なく再び男性に会いに行ったAさんは、重大な性的被害に遭ってしまいました。

図2



中学生のBさんは、SNS(*1)の日記に熱心に書き込みをしています。友達と撮った写真がうまく撮れたので、サイトに掲載しました。その時、自分の名前や学校名も一緒に書いてしまいました。



数日後、友達から、Bさんが画像掲示板に出ていると聞かされ、サイトを見てみると、自分の写真が掲載され、自宅の電話番号まで一緒に書き込まれていました。その結果、自宅に嫌がらせの電話がかかってくるようになりました。

*SNSとは、Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。日記やメッセージなどを通じて、友人や知人、共通の興味を持つ人らとの交流を目的としたサービスの総称

相談情報 誰でも相談できます(相談無料)

相談事業名	場所	相談日	時間
①こころと生き方の相談(面接・電話相談) *事前申込不要 ☎(36)1156 ✉kokoro@city.munakata.fukuoka.jp	市役所本館 1階・相談室 (101会議室横)	月~金曜日 (祝日を除く)	13:00 ~ 17:00
②法律相談 *弁護士が、離婚など女性を取り巻く問題の相談を受け付けます *事前申込必要。男女共同参画推進センター「ゆい」☎(36)0250へ	男女共同参画推進センター「ゆい」	第3火曜日	13:00 ~ 16:00

愛 いっぱい 「人権の花」の種 幸せを願い空に飛ばした 河東っ子まつり

河東小学校で「河東っ子まつり」が昨年11月16日に開催されました。当日は、秋晴れのもと、学年ごとの合唱や合奏、地域の人たちによる和太鼓やダンスなどが披露され、にぎわいました。



人権の花・ヒマワリの種を風船に付けて飛ばす児童たち

各発表の後、3年生・101人が、昨年、自分たちで育てた「人権の花」・ヒマワリの種を付けた、色とりどりの風船を秋空に一斉に飛ばしました。

児童たちとともに風船を飛ばした久家房子校長は「河東小の子どもたちの心優しさと一緒に、風船は大空に飛び立ちました。みんなが幸せになりますように」と話しました。

色鮮やかな風船は、空高く舞い上がり、子どもたちは風船が見えなくなるまで、いつまでも祈るように見上げていました。

「みんなが大切に育ててくれるように願って飛ばしました」と松嶋涼菜(すずな)さん。「飛ばした種をいろいろな人に拾ってもらい、きれいなヒマワリが咲きますように」と岸田菜々さんは願いを込めて風船を飛ばしました。また、「種を受け取った人に、明るくにこにこした気持ちを届けたい」と福岡ひなのさんは話してくれました。

子どもたちの夢や思いが、ぜひ届けられることを願っています。

■問い合わせ先 人権対策課 ☎(36)1270